

田村スポーツ広場夜間照明LED化及び賃貸借業務に関する質問回答

No	質問内容	回答
1	リース会社による入札参加を検討しております。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の撤入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	公告第5の1(1)において、入札参加者は、本業務を行う能力を有する他の法人（以下「協力事業者」という。）に、本業務の一部の役割を担わせる協力体制を構築して入札に参加することができることをお示ししております。 なお、協力事業者に担わせることができる役割は、公告第5の1(2)のとおり、「イ、施工役割」、「ウ、その他役割」に限ります。 協力体制を構築して入札参加する場合は、入札参加申請書の提出時に役割分担表を添付して下さい。また、入札参加資格の確認書類については、各役割を担う事業者が必要な資格を有していることが確認できるものとしてください。
2	当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受注するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（No.1の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）	No.1の回答をご参照ください。
3	入札／契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。 この内容について、以下、ご確認を宜しくお願いいたします。 (1)「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と異なる物件でも許容いただけますでしょうか？ (2)「同規模」要件について：同規模要件につきまして、具体的な基準がございましたら、ご教示願います。 (3)「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。 本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか？ ①2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか？ ②2年以内に「賃貸借契約の賃貸借期間が開始された」との実績でしょうか？ ③2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか？ (4) 貴市以外の官公庁様との契約実績でも差し支えないでしょうか？他の都道府県や、省庁、他の市町村との契約実績でも宜しいでしょうか。 (5) 国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として許容頂けますでしょうか。	入札保証金は、本件では該当がありません。 契約保証金の免除要件については、以下のとおり回答します。 (1) 本件と異なる物件の賃貸借契約を同種と判断できる場合がありますので、入札参加者の判断においてご提出ください。 (2) 具体的な基準はございませんので、入札参加者の判断においてご提出ください。 (3) ご提示いただいた中の②「2年以内に賃貸借契約の賃貸借期間が開始された」ものを想定しております。 (4) 可能です。 (5) 可能です。
4	本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前に頂けますでしょうか？	契約書は、本市と落札者が詳細協議の上、作成します。現時点で契約書のひな形は提示できません。
5	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか？	債務負担行為です。
6	賃貸借料のご精算スケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎（翌月末日）の毎月・均等金額のお支払いを頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	賃貸借料は、賃貸借期間開始後、毎月・均等金額の支払いを想定しております。支払期日は、毎月の賃貸借業務完了後に行う検査合格の後、受注者から提出された適正な請求書を受理した日から30日以内といたします。
7	入札前の現地調査は可能でしょうか。その際、鍵の開錠等ご同行頂くことは可能でしょうか。	前段については、令和5年10月4日（水）まで可能といたします。事前にスポーツ振興課へ日時等を御相談下さい。なお、現地調査時に仕様に関する御質問をお受けすることができませんので御了承ください。後段については、ご相談時に回答します。
8	埋設配管配線及びハンドホールは、全てにおいて再利用できるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	キュービクル塗装は、外部だけで宜しいでしょうか。防錆対策であれば外部だけで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	照明塔分電盤配下の照明配線は、既設流用でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	仕様書 6 業務内容(1)オ（撤去する機器）について 殺虫器の撤去にあたって殺虫器のブラケット、配線、配管の撤去が必要でしょうか。配線の絶縁処理だけで宜しいでしょうか。	必要です。なお、照明塔分電盤内の殺虫器回路については、予備回路として再使用します。

田村スポーツ広場夜間照明LED化及び賃貸借業務に関する質問回答

No	質問内容	回答
12	電撃殺虫器は撤去のみとなりますが、分電盤内の殺虫器回路は予備回路として考えてよろしいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	仕様書 6 業務内容 (1) イについて キュービクルのフェンスについては、再塗装は必要でしょうか。	必要ありません。
14	受電柱配管、埋設配管配線は、全て既設再利用できるものとして考えてよろしいでしょうか。同上の場合、既設配線ケーブルも再利用との認識でよろしいでしょうか。	受電柱の装柱配管、立上配管は更新が必要です。埋設配管 (FEP) は既設再利用可能です。高圧引込ケーブルは引抜撤去の上、低圧引込ケーブル新設となりますので、受電柱～キュービクル間のケーブルは更新となります。その他の配管配線は再利用可能です。
15	仕様書5ページ 6.業務内容 (5) 賃貸借物品の保守対応について、 賃貸借期間中の保守対応箇所は、仕様書1ページ 5(3)ア、イで定義しているLED投光器、LEDモールライトのみが対象という認識でよいか？	仕様書5(3)ア、イのとおり、賃貸借物品は、LED投光器及びその付属品一式、LEDモールライト及びその付属品一式です。
16	本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定がございますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い (賃貸借料には同費用分は含めない) との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	賃貸借及び保守期間が満了し賃貸借料の支払いを完了したとき、物件は貴市に無償譲渡とのことですが、賃貸借料には固定資産税を含まないとの認識で宜しいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
18	【仕様書 5 (7) 所有権の移転】賃貸借物品は無償譲渡とのことですが、固定資産税の納付は不要の認識でよろしいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
19	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等に起因とする災害等については、動産総合保険の適用対象外となりますが、保険適用外の事由による損害は貴市にてご負担をお願い出来ますでしょうか？	天変事変その他双方の責めに帰すことのできない事由により物件が使用不能となった場合の危険負担については、双方協議とすることを想定しております。なお、危険負担につきましては、契約時に落札者と協議することを想定しております。
20	物件に付保致します保険は、動産保険 (新価特約付き) への加入でしょうか？時価ベースの場合は、貴市に修理代と保険金の差額をご負担して頂くこととなりますがよろしいでしょうか？	前段については入札参加者に委ねますが、後段について市が差額の負担をすることは想定しておりません。
21	本件、物件に対しては動産総合保険 (時価保険) の付保を予定しておりますが、万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料金については別途協議するというご認識でよろしいでしょうか。	No.19及びNo.20の回答をご参照ください。
22	賃貸借物品の動産総合保険について 付保する動産総合保険は、保険対象外事項 (地震) による損害は、受注者の責に及ばないとの認識でよろしいでしょうか。また、保険額は残債を上限とする保険との認識でよろしいでしょうか。	No.19及びNo.20の回答をご参照ください。
23	【仕様書 6 (6) 賃貸借物品の動産保険付保】について 「労働争議などによる蛮行」とは、意味が広範囲にわたる為、どのような状況・範囲なのかをご教授頂けますでしょうか。また、労働争議が起因する「暴動」へ発展した場合でも含むのでしょうか。「暴動」について、動産総合保険は免責となっております。	「労働争議などによる蛮行」は、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものを想定しております。「暴動」は、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を想定しており、「労働争議などによる蛮行」には含まないものと考えております。
24	動産総合保険の付保は、設置後ではなく賃貸借開始後という認識でよろしいでしょうか。	仕様書6(6)に記載のとおりです。
25	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間に変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか (社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です。)	協議することを想定しています。
26	世界的な半導体不足やサプライチェーンリスク等により生産の遅延が生じ、納期が間に合わない場合は、賃貸借期間に変更せず、賃貸借開始日を変更する等、別途協議を頂くことは可能でしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
27	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約、または変更等を実施されたケースはございますでしょうか？	把握しているものは、ありません。
28	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担について、貴市負担にてご精算をお願い出来ますでしょうか？	本契約は債務負担行為であり、本市の予算削減・減額による契約変更及び解除は想定しておりません。
29	万一、貴市の都合により契約変更や、契約解除発生の場合において残契約期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解除の事由が受注者の責任に起因しない場合には、同残期間の賃借料のご負担につきまして、別途協議を頂けますでしょうか？	協議することを想定しています。